平成21年1月28日判決言渡 平成19年(行ケ)第10289号 審決取消請求事件

平成21年1月28日口頭弁論終結

判

告 レキシンジャパン株式会社 原 治 同訴訟代理人弁護士 佐 藤 隆 同 鷹 見 雅 和 被 告 シ コ - 株 式 会 社 (審決上の表示 株式会社シ

コー技研)

佐

野

惣 —

郎

被 告 東京パーツ工業株式会社 被告ら訴訟代理人弁護士 對 崎 俊 一

主

同訴訟代理人弁理士

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

特許庁が無効2007-800029号事件について平成19年6月26日 にした審決を取り消す。

第2 事案の概要及び判断

1 被告らは,発明の名称を「振動型軸方向空隙型電動機」とする特許第213 4716号(昭和62年5月21日出願,平成10年2月6日設定登録。以下「本件特許」という。)の特許権者である(甲1)。

原告は、平成19年2月16日、特許庁に対し、本件特許を無効にすることを求めて審判の請求をしたところ(無効2007-800029号事件)、特

許庁は,平成19年6月26日,「本件審判の請求は,成り立たない。」との 審決(以下「本件審決」という。)をした。

原告は、平成20年8月18日、特許庁に対し、本件特許について、異なる無効理由により別途無効審判の請求をし(無効2008-800154号事件)、特許庁は、平成20年12月24日、本件特許を無効とするとの審決をした。なお、同審決は取消訴訟が提起されたため、確定はしていない(当裁判所に顕著な事実)。

上記経緯を踏まえ,原告は,平成21年1月28日の本件第2回口頭弁論期日において,本件審決に対する取消主張のすべてを撤回する旨陳述した。

2 当裁判所の判断

本件審決について,これを取り消すべき事由はない。よって,主文のとおり 判決する。

知的財産高等裁判所第3部

裁判長裁判官

547	1 (((((((((((((((((((шх	13	30	-73
	裁判官	中	平		健
	裁判官	上	田	洋	幸

飯

村

每

朋